

成年後見制度

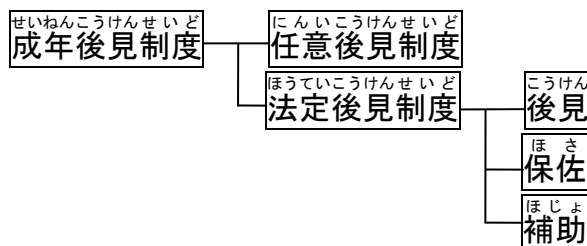
「成年後見制度」というのをご存知ですか？これは、知的障害、精神障害、認知症などの理由により、本人だけで大切なことを判断するのが苦手な人や不安な人を、守ってくれる制度です。財産管理や書類等の手続きなどを、本人に代わってしてもらうことができます。

よく似たものに、「日常生活自立支援事業（旧・地域福祉権利擁護事業）」というのがあります。これは、たとえばふだんの生活にかかるお金について、本人が自分で「管理してほしい」と希望できる場合に利用します。一方「成年後見制度」は、生活費だけでなく、貯金や不動産などを含む財産について、本人が管理希望の意思を示すことができなくても、身内の方などが申し立てをすることで利用できます。

この制度で支援してもらえる具体例としては、親族が亡くなった場合の財産相続に関する手続きや、施設入所などのサービス利用の契約手続きのほか、わからないままに高額なものを購入させられてしまったときの契約とけ消しなどが挙げられます。

「成年後見制度」は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分けられます。

「任意後見制度」は、現在なんでも自分で判断できる方が対象です。将来判断能力が不十分になったときのために、本人があらかじめ後見する人を決めておくというものです。一方「法定後見制度」は、すでに自分で判断することが難しい方が対象で、その方の判断できる程度や事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」に分かれます。



◎ 後見…ほとんど常に自分で判断できない方が対象。

◎ 保佐…簡単なことは自分で判断できるが、一定の重要なことについては援助を要する方が対象。

◎ 補助…大体のことは自分で判断できるが、難しいことについては援助を要する方が対象。

次号では、制度の利用の流れなどを説明します。



～ある研修で、講師の方からいただいたお言葉～
「見守り」が「見張り」になってはいけない。「サポート」が「コントロール」になってはいけない。（見学）